

特集

まちで育てる みんなの宝

シリーズ②/3



毎月9日開催(12:00~17:00)

じんじゃ食堂(四万十町大正熊野神社)



Photo Collection

- ① 「グループホームあゆ」のみなさんも一緒に
- ② メニューは当日の朝に決定
- ③ 出来上がった「里芋のみたらし風」を運ぶ田邊さん
- ④ ⑤ 仲良くご飯を食べる子どもたち
- ⑥ 料理を並べるボランティアさん

子ども 100 円(小学生まで)
(小学生未満は無料)
おとな 200 円(中学生以上)

子育て相談や交流の場所に ～子育て支援センター～

窪川地域子育て支援センター
四万十町北琴平町10-7 ☎22-2525

大正地域子育て支援センター
四万十町大正385-1 ☎27-0363
(認定子ども園たのの内)

十和地域子育て支援センター
昭和416-4(昭和保育所内) ☎28-4233

電話相談	月～金曜日 午後 1:00～4:00
利用日時	月～金曜日 午前 9:00～12:00 午後 1:00～4:30
げんきっこ広場	火曜日・木曜日 午前 9:30～11:30

げんきっこ広場では、季節行事や誕生日会など、みんなで楽しく遊びます。手作りおやつや離乳食の試食もあります。平日は毎日、保育士が常駐していますので、子育て相談などお気軽にご利用ください。

電話相談	火～木曜日 午前 9:00～ 3:00
園庭開放	月～金曜日 午前 8:30～12:00 午後 1:00～4:30
びびり広場(大正) にこにこ広場(十和)	月 4～5回 午前 9:30～11:30

大正・十和では広場を交互に開催しています。今年度の支援センター拠点は十和となっています。詳しくは各センターまでお問い合わせください。

今年度の実施予定

日 時	場 所	内 容
12/ 4 (水) 午後 1:30～4:00	窪川地域	赤ちゃん相談・ひまわり相談・母乳相談
12/12 (木) 午前 9:30～11:30	十和地域	母乳相談
1 / 8 (水) 午後 1:30～4:00	窪川地域	赤ちゃん相談・ひまわり相談・母乳相談
1/21 (火) 午前 9:30～11:30	大正地域	母乳相談
2 / 5 (水) 午後 1:30～4:00	窪川地域	赤ちゃん相談・ひまわり相談・母乳相談
2 / 6 (木) 午前 9:30～11:30	十和地域	母乳相談
3 / 4 (水) 午後 1:30～4:00	窪川地域	赤ちゃん相談・ひまわり相談・母乳相談
3 /10 (火) 午前 9:30～11:30	大正地域	母乳相談

赤ちゃん相談・母乳相談

子育て支援センターでは、助産師や保健師、栄養士などによる子育て相談を定期的に行っています。母乳のことや離乳食のことなど、気になることがあればお気軽に専門スタッフにご相談ください。



調理は地元のボランティアの皆さん

たくさんさんの調理を手掛けるのは、地元からボランティアが集まった皆さん。じんじゃ食堂をはじめる際、「暇しゅう料理好きな人がおるけん」と、緒に行ってかまん？」と、民生委員の方が声をかけてくれたそうです。みんなで声を掛け合い、手際よく調理をされる皆さん。「お年寄りも来るき、塩こしょう控えめで」、「おかわり自由にさせちゃりたいき、もう少し作れる？」など、食べに來られる方を思いやつて声を掛け合う姿が印象的でした。

子どもたちに自由に遊んでもらいたい

熊野神社を開催場所を選んだのは、道路から離れていて、車の心配がなく、広い境内で子どもたちに自由に遊んでもらいたいという想いもあるそうです。夏に開催したときには、夏休みということもあり、多くの子どもたちでにぎわったそうです。取材させていただいたこの日には、近くにある「グループホームあゆ」の皆さんも来られるなど、さまざまな年代の方でにぎわっていました。

子どもたちからお年寄りまで、町内外から広く来てもらいたい。そう話すのは、熊野神社の宮司・由邊利成さん。

地域の方々や子どもたちがふれあう環境をつくりたいという想いから、今年の4月から毎月9日に四万十町大正地域にある熊野神社で、じんじゃ食堂を開催しています。

当日までに提供いただいた食材で作る

じんじゃ食堂に並ぶメニューは、当日までに町内外の方からいただいた食材で作られているそうです。この日に出版されていた「里芋のみたらし風」で使われていた里芋は、SNSを通じてじんじゃ食堂を知った香川県の方からいただいたものだそうです。

先月号の特集「まちで育てるみんなの宝」(P 7) の中で紹介しました保育料無償化について、0～2 歳児(住民税非課税世帯を除く)の保育料については、保育所などを利用する最年長の子どもの第1子としてカウントして、第2子は半額、第3子以降は無料と掲載していましたが、**正しくは、第1子を18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者とし、保育所などを利用する子どもに限らず軽減の対象世帯となります。**訂正してお詫びいたします。